

群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会内規

平成23. 4. 1 制 定

改正 平成25. 4. 1 平成26. 4. 1

平成28. 7. 1 平成29. 4. 1

令和元. 6. 1 令和 2. 4. 1

令和 3. 4. 1 令和 5. 4. 1

令和 8. 4. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター規程第7条第2項の規定に基づき、大学教育センター学部教務委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学部教育の教育内容及び教育方法の改善に関する事項
- (2) 学部教育の運営及び評価に関する事項
- (3) 大学教育センターの運営に関する事項
- (4) その他学部教育に関する事項

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 第8条に規定する教養教育部会長及び教育推進部会長
- (4) 共同教育学部、情報学部、医学部医学科、医学部保健学科及び理工学部の教務を所掌する委員会等の長
- (5) 学務部長
- (6) センター長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第6号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員を生じた場合は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

- 2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に、第2条に掲げる事項を具体的に審議させるため、教養教育部会及び教育推進部会を置く。

2 前項の部会に部会長を置き、センター長が指名する者をもって充てる。

3 部会に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

1 この内規は、令和5年4月1日から施行する。

2 群馬大学大学教育・学生支援機構大学教育センター学部教務委員会外国語教育部会運営内規（平成23年4月1日制定）は、廃止する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。